

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この省令は、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の実施のための手続その他法及び施行法の執行に關して必要な細則を定めるものとする。

（昭三九自省令一九一部改正）

（令附則第七十五条の二第四項第三号に規定する総務省令で定める理由）

第五条の十四 令附則第七十五条の二第四項第三号に規定する総務省令で定める理由は、除名その他これに準ずるものとして総務大臣が相当と認める理由とする。

（昭四九自省令三〇・追加、昭五七自省令六一部改正・旧

第三条の十繰下、昭六一自省令四一部改正・旧第五条の二十七繰上、平一二自省令四四一部改正、平二三総省令五一・削除）

（令附則第七十五条の二第五項に規定する総務省令で定めるところにより算出した額）

第五条の十五 令附則第七十五条の二第五項に規定する退職当時の標準報酬月額として総務省令で定めるところにより算出した額は、沖繩の市町村の議会の議員であつた

者が同項に規定する退職当時に受けていた合衆国ドル表示の報酬の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額に係る当該退職当時に適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額とする。

（昭四九自省令三〇・追加、昭五七自省令六一部改正・旧

第三条の十一繰下、昭六一自省令四一部改正・旧第五条の二十八繰上、平一二自省令四四一部改正、平二三総省令五一・削除）

（沖繩の立法院議員であつた者等の昭和三十七年十二月一日における標準報酬月額）

第五条の十八 昭和六十一年経過措置政令第八十九条第二項、地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（昭和六十二年政令第二百二十号）第五条第一項、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成元年政令第三百五十四号）附則第五条第一項、平成二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成二年政令第八十三号）第五条第一項、平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成七年政令百十八号）第五条第二項及び平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定

の特例に関する法律に基づく地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成十五年政令第百五十八号）第五条第二項に規定する総務省令で定める額は、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者の退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額として、その者の合衆国ドル表示の報酬の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額に係る標準報酬月額（その額が、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とする。）とする。

（昭六一自省令四・追加、昭六二自省令二五・一部改正、平一自省令四一・一部改正・旧第五条の十七繰下、平二自省令六・平三自省令五・平四自省令六・平七自省令一五・平一二自省令四四・平一五総省令五七・一部改正、平二三総省令五一・削除）

第四章 共済会

（平二三総省令五二・削除）

第十三条 削除（平一二自省令二九）

*（資金の運用）

第十四条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法施行規則（第一三条・第一四条）

（平成二十三年法律第五十六号。以下「改正法」という。）
附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」という。）の業務上の余裕金は、次に掲げる方法により運用するものとする。

一 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項に規定する金融機関への預金

二 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。）への信託

三 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得

四 不動産の取得

五 地方議会議員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

2 前項第二号の規定による信託の終了又は一部の解約により存続共済会に帰属することとなる信託財産（金銭を

除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならぬ。

3 存続共済会は、その業務上の余裕金を第一項第二号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第三号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得、同項第四号に掲げる不動産の取得又は同項第五号に掲げる保険料の払込み（総務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

（昭四一自省令三〇・昭四七自省令二・平三自省令五・平八自省令八・平一一自省令四〇・平一二自省令二九・平一二自省令四四・平一三総省令四四・平一六総省令一四四・平一九総省令一二八一部改正、平一三総省令五一・削除）

（地方公共団体の負担金）

第十五条 法第六十七條第二項に規定する総務省令で定める金額は、法第六十六條第二項に規定する掛金の額の算定の基礎となる標準報酬月額に次の各号に掲げる共済会を組織する地方議会議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額の合算額に相当する金額とする。

一 都道府県の議会の議員 百分の十

二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の十二
 三 町村の議会の議員 百分の十二
 2 法第六十七條の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の支払については、総務大臣の定めるところによる。

（昭四七自省令二・全改、昭四八自省令八・昭四九自省令上八・昭五〇自省令四・昭五一自省令三・昭五二自省令六・昭五三自省令四・昭五四自省令七・昭五五自省令八・昭五六自省令六・平一二自省令四四・平一五総省令五七・平一九総省令三一部改正、平一三総省令五一・削除）

*（会計組織）

第十五條の二 存続共済会の経理は、存続共済会を単位として設ける会計単位及び存続共済会の行なう業務の種類ごとに設ける経理単位に区分して行なうものとする。

2 前項の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。

一 給付経理 改正法附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同條第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第六十七條第一項に規定する給付に関する取引

二 業務経理 同條第三項に規定する存続共済会の事務

に関する取引

(昭四七自省令二・全部改正、平二三総省令五一・削除)

*** (給付経理の資産の構成割合)**

第十五条の三 存統共済会が保有する給付経理の現金、預金、信託、有価証券及び生命保険の価額は、常時、当該経理の資産の総額に対し、十分の九を乗じて得た額以上でなければならない。

2 前項の規定の適用については、株式及び証券投資信託の受益証券の価額は、給付経理の資産の総額に十分の一を乗じて得た価額に相当する価額以内でなければならない。

3 第一項に掲げる資産の構成割合が当該資産の価額の変動その他存統共済会の意思に基づかない理由により、前二項に規定する割合と異なることとなつた場合には、存統共済会は、前二項の規定にかかわらず、その異なることとなつた割合によることができる。この場合において、存統共済会は、前二項の趣旨に従つて、できる限りすみやかにその割合を改めなければならない。

(昭四七自省令二・全部改正、平三自省令五・平一六総省令一四一・平一九総省令一二八・一部改正、平二三総省令五一・

削除)

(事業報告書)

地方公務員等共済組合法施行規則(第一五条の三―第一六条の三)

*** 第十六条** 存統共済会の会長は、毎事業年度末日現在にお

ける総務大臣が別に定める様式による事業報告書を作成し、これを総務大臣に提出しなければならない。

(昭四七自省令二・全部改正、平七自省令二五・平二二自省令四四・一部改正、平二三総省令五一・削除)

第十六条の二 削除(平二二自省令二九)

*** (地方公共団体の報告等)**

第十六条の三 地方公共団体は、毎月における地方議会議員の数及び議員報酬に関する報告を、翌月五日までに存統共済会に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、地方公共団体の報告の内容については、存統共済会の定款の定めるところによる。

3 地方公共団体は、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十三年政令第一百五十一号)附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同令による改正前の令第七十二条第六号に規定する給付金その他の地方議会議員に係る支払金の送付を受けたときは、遅滞なく、これを受領すべき者に支払わなければならない。

(昭四一自省令二三・追加、昭五〇自省令二三・昭五七自省令六・平七自省令二五・平一九総省令三・平二〇総省令九四・一部改正、平二三総省令五一・削除)

第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第二項、第二十一条、第二十二條、第二十三条第一項、第二十七條、第三十六條第三項、第三十七條第五号、第三十九條第一項及び第二項、第五十條、第五十一條、第五十三條第一項第十五号、第五十四條第一項第七号、第六十八條、第七十條第四号、第七十一條、第七十三條第三項及び第五項、第七十四條第一項、第七十五條第一項、第七十六條並びに第七十七條第一項	
	より組合の業務に従事する者及び法第百四十一条第一項に規定する組合役員（役員を除く。）に限る。以下（同じ。）
	組合の理事長 存続共済会の会長

第二十条及び第六十一条 第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八條第二項、第八号、第五十三條第四項、第五十四條第二項、第五十四條の二第二項及び第五十八條第三項 第二十四條		第二十条及び第六十一条 第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八條第二項、第八号、第五十三條第四項、第五十四條第二項、第五十四條の二第二項及び第五十八條第三項
組合の理事長 前事業年度二月末日までに作成しなければならぬ。	組合の理事長 主務大臣	単位所属以外の所属所 組合の理事長 主務大臣
作成し、代議員会（改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法の第百五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会以下同じ。）の議決を経て、前事業	存続共済会の会長	存続共済会の定款で定めるところにより設けられる従たる事務所 存続共済会の会長 総務大臣

第二十五条第一号	組合	存続共済会	年度二月末日までに、これを総務大臣に提出しなければならぬ。
第二十五条第三号	組合員の数、給料額、期末手当等の額及び被扶養者数	地方議会議員の数及び標準報酬月額	
	短期経理及び長期経理	給付経理	
	給付、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合	給付	
第二十五条第十三号、第二十六条第三号、第二十六条第五号、第二十六条第十二号、第二十六条第二項、第五十四号の三、第五十四号第二項及び第八十六条第二項	主務大臣	総務大臣	
第二十六条第二項第一号	法第二十三条第一項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなすものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正	

第二十六条第二項第二号	法第二十五条	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなすものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正前の法第百五十七号	法による改正前の法第百五十六号の五ただし書
第二十六条第二項第四号	主務大臣 業務経理及び福祉経理	総務大臣 業務経理	
第二十六条第二項第五号	法第百十三条第四項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなすものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正前の法第百六十七号第四項	
第三十条第一項第九号	組合 組合員 国、地方公共団体又は他の組合	存続共済会 地方議会議員 国又は地方公共団体	

第三十四条	国、地方公共団体若しくは他の組合	国若しくは地方公共団体
第四十八条第二号	組合員	地方議会議員
第五十四条の二第一項	組合 組合の理事長 主務大臣	存続共済会 存続共済会の会長 総務大臣
第五十八条第二項	別表第一号表による。ただし、指定經理の勘定科目については、主務大臣が別に定めるところによる。	総務大臣が定めるところによる。
第六十二条第一項	補助簿を備え	補助簿を備え、それぞれ勘定科目ごとに口座を設け
第六十三条第一項	本部元帳、支部元帳及び所属所元帳並びにこれらの補助簿の記入は、伝票又は日記帳に基づいて行ない、総勘定元帳及び支部総勘定元帳の記入は、決算整理に関するものを除くほか、第六十五条の規定により提出さ	元帳及び補助簿の記入は、伝票又は日記帳に基づいて行なうものとする。

第六十五条第三項	都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）	都職員共済組合及び指定都市職員共済組合	れる出納計算表に基づいて行なうものとする。
第六十六条第三項	理事長 都職員共済組合等	理事長 都職員共済組合等	会長 存続共済会
第六十七条第一項	同条第三項	同条第三項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第五十六条の四第三項
第六十七条第二項	組合	組合	存続共済会
第六十七条第三項	組合 運営審議会又は組合会	組合 運営審議会又は組合会	存続共済会 代議員会
第六十七条第三項 第三号及び第四号	組合	組合	存続共済会

第六十七条の二	<p>法第二十二條第三項</p> <p>地方職員共済組合等にあつては官報により、都職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては都道府県の公報により、指定都市職員共済組合にあつては指定都市の公報</p>	<p>改正法附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六條の四第三項</p> <p>官報</p>
第六十七条の三	<p>法第二十二條第三項に規定する主務省令</p>	<p>改正法附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六條の四第三項</p>

第七十二条第三項	長期経理	給付経理
主務大臣	業務経理又は福祉経理	総務大臣
第八十二条及び第八十五条	業務経理又は福祉経理	業務経理
第八十三条	短期経理及び長期経理	給付経理
附則第三条の三	長期経理	給付経理
組合の理事長	長期給付	給付
長期給付事業	長期給付	給付経理
主務大臣が総務大臣と協議して	長期給付事業	給付事業
給付事業	給付事業	給付事業

2 前項において準用する施行規程第二章第二節の規定の適用については、これらの規定中施行規程別紙様式に定める様式によることとされているものは、総務大臣の定める様式によるものとする。

- （昭四七自省令二・追加、昭五四自省令一・昭五五自省令八・昭五八自省令二五・昭六一自省令四・昭六二自省令六・平六自省令一一・平一〇自省令一五・平一二自省令二九・平一二自省令四四・平一二自省令五七・平二〇総省令三九・平二〇総省令七二・平二二総省令三三・一部改正、平二三総省令五一・削除）

第十六条の五 施行規程第百六十五条の規定は存続共済会

の書類の保存期限について、施行規程第百六十八条から第百七十一条までの規定は存続共済会の監査について、施行規程第百七十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定は存続共済会の印鑑の提出について、施行規程第百七十四条の規定（第一項第三号を除く。）は存続共済会に対する請求書等の証明について準用する。この場合において、施行規程第百六十五条中「組合」とあるのは「存続共済会」と、「長期給付」とあるのは「給付」と、「運営規則」とあるのは「存続共済会の規則」と、施行規程第百六十八条から第百七十条までの規定中「法第百四十四条の二十七第四項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第百七十条第三項」と、施行規程第百七十一条中「組合の理事長」とあるのは「存続共済会の会長」と、「組合」とあるのは「存続共済会」と、施行規程第百七十三条の二中「組合」とあるのは「存続共済会」と、「理事長」とあるのは「会長」と、「地方職員共済組合等及び都職員共済組合等」とあるのは「存続共済会」と、「主務大臣」とあるのは「総

務大臣」と、施行規程第百七十四条中「組合員」とあるのは「地方議会議員」と、「組合」とあるのは「存続共済会」と、「所属機関の長」とあるのは「地方公共団体の議会の議長」と、「障害共済年金」とあるのは「公務傷病年金」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項において準用する施行規程第百六十九条第一項の規定を適用する場合について準用する。

（昭四七自省令二・追加、昭五七自省令三二・昭五八自省令二五・昭六一自省令四・平一二自省令四四一部改正、平二三
総省令五一・削除）

（地方議会議員の任期満了による退職の取扱い）

第十六条の六 昭和三十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十七年法律第百六十三号）第一条第一項に規定する期日に行なわれた任期満了による選挙において当選人（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十六条、第九十七条第二項又は第百十二条の規定による当選人を除く。）となり、再び同一の地方公共団体の議会の議員となつた場合には、法第十一章の規定の適用については、任期満了の日が当

該選挙において当選人と決定された日前であるときにおいても、退職はなかつたものとする。

（昭三八自省令一四・追加、昭三九自省令一九・旧第十七条の二繰上、昭四一自省令二三・旧第十六条の三繰下、昭四七自省令二・旧第十六条の四繰下、平二三総省令五一・削除）

***（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）**

第十七条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分（以下本条において「廃置分合等」という。）により町村が市となつた場合においては、当該廃置分合等があつた日の属する月の翌月（当該廃置分合等があつた日が月の初日であるときは、その月）以降分の当該市となつた町村の議会の議員に係る改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替へて適用される改正法による改正前の法第百五十一条第一項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の共済給付金の支給に関する権利義務は、同項第二号に規定する市議會議員存続共済会が引き継ぐものとする。

（昭四六自省令一九・追加、昭四七自省令二・旧第十六条の五繰下、昭五七自省令六・旧第十六条の七繰下、平二二総省令三三・二部改正、平二三総省令五一・削除）

附則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和三十七年十二月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（他の命令の廃止）

第二条 次に掲げる命令は、廃止する。

- 一 市町村職員共済組合法施行規則（昭和二十九年総理府令第九十号）
- 二 市町村職員共済組合経理規則（昭和二十九年総理府令第九十一号）
- 三 町村職員恩給組合法施行規則（昭和三十一年総理府令第七十八号）
- 四 地方議會議員互助年金法施行規則（昭和三十六年自治省令第十四号）

附則（昭和三十八年四年一五年自治省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七年一八年自治省令第一九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

（ただし書略）

附則（昭和四一年九月二九日自治省令第三三号）

この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年二月一日自治省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年一〇月一日自治省令第一九号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十六条の五第一項の規定は、この省令の施行の日前に行なわれた廃置分合その他これに準ずる処分により市となつた町村の議会の議員に係る共済給付金の支給については、当該市となる処分が昭和四十六年九月末日に行なわれたものとみなして適用する。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和四七年三月二八日自治省令第二号)

(平三自治省令五・改正)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(給付經理の資産の構成割合の特例)

第二条 共済会は、地方公務員等共済組合法施行規則第十五条の三第一項の規定にかかわらず、当分の間、自治

大臣の承認を受けて、その保有する給付經理の現金、預金、貯金、金銭信託、有価証券及び生命保険の価額を当該經理の資産の総額の十分の九に相当する価額以下とす

ることができる。

2 前項の自治大臣の承認は、毎事業年度、事業計画を作成する前に、これを受けなければならない。

附 則 (昭和四八年三月二八日自治省令第八号)

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和四十八年度分以後の負担金について適用し、昭和四十七年度分以前の負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年三月三〇日自治省令第六号)

1 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和四十九年度分以後の負担金について適用し、昭和四十八年度分以前の負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年八月三二日自治省令第三〇号) 抄

1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月二七日自治省令第四号)

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和五十年年度分以後の負担金について適用し、昭和四十九年度分以前の負担金については、なお

従前の例による。

附則 (昭和五〇年一月二〇日自治省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年三月二日自治省令第三号)

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第

一項の規定は、昭和五十一年度分以後の負担金について

適用し、昭和五十年年度分以前の負担金については、なお

従前の例による。

附則 (昭和五二年三月二八日自治省令第六号)

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第

一項の規定は、昭和五十二年年度分以後の負担金について

適用し、昭和五十一年度分以前の負担金については、な

お従前の例による。

附則 (昭和五三年三月一八日自治省令第四号)

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第

一項の規定は、昭和五十三年年度分以後の負担金について

適用し、昭和五十二年年度分以前の負担金については、な

お従前の例による。

附則 (昭和五四年一月二一日自治省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年三月二七日自治省令第七号)

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 改正後の第十五条第一項の規定は、昭和五十四年度分

の負担金から適用し、昭和五十三年度分までの負担金に

ついては、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年三月二一日自治省令第八号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(ただし書略)

3 改正後の第十五条第一項の規定は、昭和五十五年度分

の負担金から適用し、昭和五十四年度分までの負担金に

ついては、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年三月二三日自治省令第六号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(ただし書略)

3 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第

一項の規定は、昭和五十六年度分の負担金から適用し、

昭和五十五年度分の負担金については、なお従前の例に

よる。

附則 (昭和五七年三月二七日自治省令第六号)

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年九月二七日自治省令第三二二号)

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五八年一〇月一四日自治省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三十一日自治省令第四号)

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月一八日自治省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の九の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月一九日自治省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則 (平成元年二月二八日自治省令第四一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成二年三月三〇日自治省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二十九日自治省令第五号) 抄

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月二七日自治省令第六号)

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一七日自治省令第一一号)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。(ただし

し書略)

2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則の規定は、平成六年度以降の事業計画及び予算並びに決算について適用し、平成五年度の決算については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月三十一日自治省令第一五号) 抄

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年八月三十一日自治省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月二七日自治省令第八号)

この省令は、平成八年四月一日から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成一〇年三月三十一日自治省令第一五号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成一一年一〇月二二日自治省令第四〇号)

この省令は、平成十一年十一月一日から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成一二年三月三十一日自治省令第二九号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

3 改正後の規則第十六条の二の規定は、平成十二年四月

一日に始まる事業年度に係る事業計画及び予算並びに決算から適用する。

附 則 （平成二二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成二二年二月二八日自治省令第五七号）

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。（ただし書略）

附 則 （平成二三年三月三〇日総務省令第四四号）

- 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則の規定は、平成十三年度以降の事業計画及び予算並びに決算について適用し、平成十二年度の決算については、なお従前の例による。

附 則 （平成一五年三月三一日総務省令第五七号） 抄

- 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の第十五条第一項の規定は、平成十五年度分の負担金から適用し、平成十四年度分の負担金については、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年二月二八日総務省令第一四四号）

この省令は、信託業法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附 則 （平成一九年一月二五日総務省令第三号） 抄

- 1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（次項において「新規規則」という。）第十五条第一項の規定は、平成十九年度分の負担金から適用し、平成十八年度分までの負担金については、なお従前の例による。
- 3 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度における地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額の算定については、新規規則第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号に掲げる率は、これらの規定に掲げる率に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を加算して得た率とする。

平成十九年度	百分の四・五（第二号に掲げる率にあつては、百分の三・五）
平成二十年度から平成二十八年年度まで	百分の四・五
平成二十九年年度	百分の四・〇五
平成三十年年度	百分の三・一五
平成三十一年年度	百分の二・二五
平成三十二年年度	百分の一・三五
平成三十三年年度	百分の〇・四五

附 則 (平成一九年九月二八日総務省令第一二八号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日総務省令第三九号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日総務省令第七二号)

この省令は、公布の日から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成二〇年八月二九日総務省令第九四号)

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三十一日総務省令第三三三号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二七日総務省令第五二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

(平成二十三年六月から平成二十四年三月までの地方公

共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

(以下「改正法」という。) 附則第二十三条第一項の規定

によりなおその効力を有するものとされた改正法による

改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に

規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が

平成二十三年六月から平成二十四年三月までにおいて負

担すべき金額は、平成二十三年四月一日における当該地

方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項

第三号に規定する存続共済会(以下「存続共済会」とい

う。)の定款で定める標準報酬月額に同日における当該

地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当

する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員

の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に

十を乗じて得た金額に相当する金額とする。

一 都道府県の議会の議員 百分の五十六・一

二 市(特別区を含む。)の議会の議員 百分の百二・九

三 町村の議会の議員 百分の百二・九

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該

各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数

を平成二十三年四月一日における当該地方公共団体の議

会の議員の数とみなす。

一 地方公共団体の議会の議員が、平成二十三年三月

三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期

満了により退職し、同年四月一日において在職してい

ないとき。当該任期満了の日

二 地方公共団体の議会の議員が、平成二十三年三月

三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散によ

り、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定し

たことにより退職し、同年四月一日において在職して

いないとき。 当該退職の日

三 平成二十三年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき。 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日

四 平成二十三年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき。 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	平成二十三年六月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成二十三年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成二十三年十一月

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	平成二十四年二月
---	----------

（存続共済会に関する経過措置）

第三条 第一条による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第十四条、第十五条の二、第十五条の三、第十六条、第十六条の三、第十六条の四（第一項の表附則第二条の二第一項の項及び附則第二条の三第一項の項を除く。）、第十六条の五及び第十七条の規定は、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第五十六条の四第三項、第五百七十七条、第五百七十七条の二、第七十条第二項及び第七十一条並びに地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第七十二条及び附則第三十九条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧規則の規定を適用する場合において、次の表の上欄に

掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項	地方議会議員共済会（以下「共済会」）	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」）
第十四条第二項及び第三項	共済会	存続共済会
第十五条の二第一項	共済会	存続共済会
第十五条の二第二項第一号	法第百五十八条	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百六十七条第一項
第十五条の二第二	法第百六十七条	同条

地方公務員等共済組合法施行規則（改正附則）

項第二号	共済会	存続共済会
第十五条の三第一項及び第三項	共済会	存続共済会
第十六条	共済会	存続共済会
第十六条の三第一項	議員報酬並びに掛金及び特別掛金共済会	存続共済会及び議員報酬
第十六条の三第二項	規定する共済会	定めるもののほか、地方公共団体の存続共済会
第十六条の三第三項	令第七十二条	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）附則第三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同令第七十二条
第十六条の四第一項の表以外の部分	共済会	存続共済会
第六条まで、第七條の二	共済会	存続共済会

施行規則

第十六条の四第一項の表第九条、第十條、第十八条第一			第十六条の四第一項の表第八條の項	共済会の会長	、附則第二條の二、附則第二條の三第一項及び附則第三條の三	第八十一條	第二十六條第二項第七號	第二十五條第六號から第十二號まで
	共済会	共済会						
存続共済会	存続共済会	存続共済会（以下「存続共済会」という。）の会長	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六號。以下「改正法」という。附則第二十三條第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議會議員共済会（以下「存続共済会」という。）の会長	及ぶ附則第三條の三	第八十條、第八十一條	第二十六條第二項第三號、第六號及び第七號	第二十五條第四號の二及び第六號から第十二號まで	

第二十七條、第三十六條第三項、第三十七條第五號、	第十六條の四第一項の表第十七條第一項、第十八條第一項、第二十條第一項、第二十一條、第二十二條、第二十三條第一項、	共済会	第十七條第一項	第十六條の四第一項の表第十五條、第十六條及び第三十二條第一項の項及び第十七條第一項の項	第二十五條	第一項、第十九條、第二十條第一項、第二十五條第一項、第四十八條第一項第六號、第五十七條、第六十九條第二項、第七十條第二項及び第三項、第七十八條及び第八十六條第一項の項
	存続共済会	共済会	第十七條	存続共済会	第二十五條第四號	

第三十九条第一項及び第二項、第五十條、第五十一條、第五十三條第一項第十一号、第五十四條第一項第七号、第六十八條、第七十條第四号、第七十一條、第七十三條第三項及び第五十一條、第七十五條第一項、第七十六條第一項並びに第七十七條第一項の項	第十六條の四第一項の表第二十條及び第六十一條の項及び第二十三條第二項、第三十二條第二項、第四十八條第一項第八号、第五十三條第四項、第五十四條第二項、第五十四條第二項及び第五十八條第三項の項	第十六條の四第一項の表第二十條及び第六十一條の項及び第二十三條第二項、第三十二條第二項、第四十八條第一項第八号、第五十三條第四項、第五十四條第二項、第五十四條第二項及び第五十八條第三項の項	共済会	共済会	代議員会
第十六條の四第一項の表第二十條及び第六十一條の項及び第二十三條第二項、第三十二條第二項、第四十八條第一項第八号、第五十三條第四項、第五十四條第二項、第五十四條第二項及び第五十八條第三項の項	第十六條の四第一項の表第二十條及び第六十一條の項及び第二十三條第二項、第三十二條第二項、第四十八條第一項第八号、第五十三條第四項、第五十四條第二項、第五十四條第二項及び第五十八條第三項の項	第十六條の四第一項の表第二十條及び第六十一條の項及び第二十三條第二項、第三十二條第二項、第四十八條第一項第八号、第五十三條第四項、第五十四條第二項、第五十四條第二項及び第五十八條第三項の項	共済会	存続共済会	代議員会(改正法附則第二十三條第

第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	給料	共済会	給料
第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	標準報酬月額	共済会	標準報酬月額
第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	給付	存続共済会	給付、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合
第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	第十六條の四第一項の表第二十五條第一号の項	給付	存続共済会	給付

<p>第十六条の四第一項の表第二十六條第二項第一号の項</p>	<p>法第五十六條の五ただし書</p>	<p>第十六条の四第一項の表第二十六條第二項第二号の項</p>	<p>法第五十七條</p>	<p>第十六条の四第一項の表第二十六條第二項第五号の項</p>	<p>法第六十七條第四項</p>	<p>共済会</p>	
<p>改正法附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正前の法第五十六條の五ただし書</p>	<p>改正法附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正前の法第五十七條</p>	<p>改正法附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正前の法第六十七條第四項</p>	<p>存続共済会</p>				

<p>第十六条の四第一項の表第五十四條の二第二項の項、第六十五條第三項の項及び第六十六條第三項の項</p>	<p>共済会</p>	<p>第十六条の四第一項の表第六十七條</p>	<p>法第五十六條の四第三項</p>	<p>第十六条の四第一項の表第六十七條の二の項及び第六十七條の三の項</p>	<p>法第五十六條の四第三項</p>	<p>改正法附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正</p>	<p>存続共済会</p>		
---	------------	-------------------------	--------------------	--	--------------------	---	--------------	--	--

<p>第十六条の四第一項の表第八十三条の項</p>	<p>第十六条の五</p>		<p>第十七条</p>
<p>共済会</p>	<p>共済会 法第百七十条第三項</p>	<p>「障害共済年金」とあり、及び「障害年金」</p>	<p>町村議会議員共済会</p>
<p>法による改正前の法第百五十六条の四第三項</p>	<p>存続共済会</p>	<p>「障害共済年金」</p>	<p>改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定</p>

		<p>定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十一条第一項第三号に規定する町村議会議員存続共済会</p>
<p>市議会議員共済会</p>	<p>同項第二号に規定する市議会議員存続共済会</p>	